

原 第 101 号

平成 26 年 2 月 28 日

原子力規制庁

原子力防災課長

金子 修一 殿

北陸電力株式会社

原子力本部

原子力部長

「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の補正連絡について

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は当社事業活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、原子力災害対策特別措置法第 7 条第 1 項に基づき、「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」（以下「防災業務計画」という。）を作成しておりますが、別紙のとおり防災業務計画の補正を行いますので、ご連絡いたします。

なお、施行日は平成 26 年 3 月 1 日としております。

敬 具

別紙：志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 補正前後比較表

志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 補正前後比較表

補正前	補正後
志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 平成25年12月 北陸電力株式会社	志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 平成25年12月 北陸電力株式会社

補正前			補正後		
修正履歴			修正履歴		
修正番号	年 月 日	内 容	修正番号	年 月 日	内 容
－	H12.6.16	施行	－	H12.6.16	施行
1	H13.5.29	本店組織改編、省庁再編及び地域防災計画修正等に伴う修正	1	H13.5.29	本店組織改編、省庁再編及び地域防災計画修正等に伴う修正
2	H14.9.4	本店組織改編、富来町業務分掌変更、指定地方行政機関再編等に伴う修正	2	H14.9.4	本店組織改編、富来町業務分掌変更、指定地方行政機関再編等に伴う修正
3	H16.8.2	2号機初装荷燃料搬入、行政機関の組織改正、発電所組織改編等に伴う修正	3	H16.8.2	2号機初装荷燃料搬入、行政機関の組織改正、発電所組織改編等に伴う修正
4	H18.3.8	市町村合併、行政機関の組織改正、指定地方行政機関再編、2号機営業運転開始による発電所組織改編に伴う修正	4	H18.3.8	市町村合併、行政機関の組織改正、指定地方行政機関再編、2号機営業運転開始による発電所組織改編に伴う修正
5	H19.3.1	社内組織改編に伴う修正、省庁名称の変更	5	H19.3.1	社内組織改編に伴う修正、省庁名称の変更
6	H20.3.7	原子力本部の役割の明確化に係る修正	6	H20.3.7	原子力本部の役割の明確化に係る修正
7	H21.2.27	記載の適正化に係る修正	7	H21.2.27	記載の適正化に係る修正
8	H22.3.15	緊急時プラント情報伝送システム（SPDS）の常時伝送化に伴う修正	8	H22.3.15	緊急時プラント情報伝送システム（SPDS）の常時伝送化に伴う修正
9	H25.3.18	原子力災害対策特別措置法改正等に伴う修正	9	H25.3.18	原子力災害対策特別措置法改正等に伴う修正
10	H25.12.1 (H25.12.17)	原子力災害対策特別措置法政省令改正等に伴う修正 (事象の明確化に伴う補正)	10	H25.12.1 (H25.12.17) (H26.2.24)	原子力災害対策特別措置法政省令改正等に伴う修正 (事象の明確化に伴う補正) (独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に伴う補正)

補正前	補正後
第1章 総則 第2節 定義 24. 統合原子力防災ネットワーク 総理大臣官邸、原子力規制庁及び緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）と<u>独立行政法人原子力安全基盤機構</u>とを接続する情報通信ネットワークをいう。 第5章 その他 第2節 附則 本計画は、平成25年12月18日から施行する。	第1章 総則 第2節 定義 24. 統合原子力防災ネットワーク 総理大臣官邸、原子力規制庁及び緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）を接続する情報通信ネットワークをいう。 第5章 その他 第2節 附則 本計画は、平成26年3月1日から施行する。